

## 役員等の報酬等並びに費用弁償に関する規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人鳴瀬会（以下「この法人」という。）定款第8条及び第21条の規定等に基づき、この法人の理事、監事及び評議員の報酬等並びに費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 役員等とは、理事、監事及び評議員をいう。
- (3) 常勤役員とは、役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (4) 非常勤の役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (5) 報酬等とは、社会福祉法第45条の35第1項に定める報酬、その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。
- (6) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む。）及び手数料等の経費であって、報酬等とは明確に区分されるものとする。

### (報酬等の支給)

第3条 役員等に対しては、職務執行の対価として、次のとおり報酬等を支給する。ただし、この法人の職員を兼務し、職員給与を支給されている役員に対しては、報酬は支給しない。

- (1) 常勤役員 報酬、賞与、退職手当
- (2) 非常勤の役員 報酬
- (3) 評議員 報酬

### (報酬等の額)

第4条 評議員には、定款第8条で定める金額の範囲内で、報酬を支給する。

- 2 全理事の報酬総額は、年間114万円以内とする。
- 3 全監事の報酬総額は、年間35万円以内とする。
- 4 役員等の報酬の額は、別表第1に定めるとおりとする。

### (報酬等の支給日等)

第5条 役員のうち報酬が月額と定められている者に対する報酬等の支給時期は、毎月21日（ただし、その日が土曜日、日曜日又は祝日の場合は、社会福祉法人鳴瀬会給与規程を

準用する。)に支給する。

- 2 前項以外の役員等の報酬は、職務執行の都度、支給する。
- 3 報酬は、現金をもって本人に支給する。ただし、本人から申し出があったとき若しくは本人の同意があったときは、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。
- 4 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額を控除して支給する。

#### (費用)

第6条 役員等の費用は、別表第2に定めるとおりとする。ただし、役員で職員としての立場を有する者に対しては、この法人の旅費規定に基づき、旅費が支払われる場合を除き、会議等への出席に係る費用は支払わないものとする。

- 2 役員等がその職務の執行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もって支払うものとする。

#### (報酬等の日割り計算)

第7条 役員のうち新たに理事長に就任した者には、その日から報酬を支給する。

- 2 理事長が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。
- 3 月の途中による就任、退任又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。
- 4 死亡によって退任した場合は、その月までの報酬を支給する。

#### (端数の処理)

第8条 この規程により、計算金額に1円未満の端数が生じたときは、これを1円に切り上げる。

#### (公表)

第9条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法に定める報酬等の支給の基準として公表する。

#### (改廃)

第10条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

#### (補則)

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成 30 年 6 月 15 日から施行する。
- 2 この規程の施行の際に、現に理事長の職にある者の平成 30 年 6 月分の報酬については、1 月分の報酬の額を支給する。
- 3 評議員等の旅費及び費用弁償に関する規程（平成 4 年 4 月 1 日施行）は、廃止する。

附 則

この規程は、令和 2 年 6 月 16 日から施行する。

附 則

この規程は、評議員会の議決のあった日から施行する。

別表第1 役員等報酬の額（第4条第4項関係）

役職名		報酬の額
評議員		会議等への出席 10,000円(1回)
常勤役員		該当者なし(職員としての給与が支給される者を除く。)
非常勤役員	理事長	50,000円(月額)
	他の役員	会議等への出席 10,000円(1回)
監事		会議等への出席 10,000円(1回)
		監事監査等への出席 15,000円(1回)

別表第2 費用（第6条第1項関係）

事項	費用弁償額			
会議等への出席 (公共交通機関利用)	自宅から会議等開催場所への公共交通機関運賃実費額			
会議等への出席 (公共交通機関利用なし)	自宅から会議等開催場所への往復距離に応じ、20円/km。 ただし、2km未満は、0円とする。			
出張(県内・県外)	法人旅費規定に定める額。ただし、日当及び宿泊料については、次表のとおりとする。			
	日当(1日につき)		宿泊料(1夜につき)	
	県外	県内	県外	県内
	3,000円	2,200円	15,000円	10,000円
上記のほか、職務執行に必要な経費(研修会出席負担金、資料代等)	職務執行に必要な額			